

令和7年度（新）学校生活の基準 ～さわやかな津島中学生をめざして～

1 身だしなみについて

(1) 制服について

- ア 標準服は本校指定のブレザー、スラックス又はスカートとする。
- イ ブレザーを着用する際は、中に**カッターシャツ**または本校指定のポロシャツを着用する。ネクタイまたはリボンについては各自で判断する。（ネクタイピンは不可）
- ウ ブレザーを着用する際は、上ボタンもしくは両ボタンを留める。
- エ 夏季制服は、白の半袖**カッターシャツ**または本校指定のポロシャツ、スラックスまたはスカートとする。
- オ 気温に応じて、ブレザーの中にベスト、セーター、カーディガンを着用してもよい。ただし、色は白、黒、紺、グレー、ベージュ、茶などの華美でないものとし、無地を基本としたワンポイントまでのVネックのものとする。
- カ 気温に応じて、紺色の無地でワンポイントまでのベストに限り、ブレザーの替わりとして着用してもよい。

【共通のルール】

- ア 名札は朝の会前に必ず着用し、帰りの会が終わったら外す。
 - イ 肌着は必ず着用する。
 - ・ **カッターシャツ**やポロシャツから透けないよう、色は白、グレー、ベージュとする。
 - ・ 肌着としてTシャツを着用する場合は、白色、柄は無地かワンポイント（こぶし大程度の大きさ）とする。
 - ・ 体操着を肌着として着用することは認めない。
 - ウ カッターシャツの裾をつまみ出したり、そでを折ったりしない。
 - エ カッターシャツはズボンやスカートにしっかり入れる。ポロシャツは各自の判断で出してもよい。
 - ク 内着のそでやすそ、えりなどが、制服からはみ出さないように着用する。
 - オ ズボンを着用する場合は、必ずベルト（無地。ピン1本。色は黒、紺、茶）を着用する。
 - カ スカートを着用する場合は、膝が隠れる程度の長さとする。
 - キ スカートの下のハーフパンツ着用は不可、黒色のスパッツは可とする。
 - ク ズボンのずりおろし、スカートのウエスト部分の折り込み等をしない。
 - ケ ズボンやスカートの変形をしない。
- コ 衣替えの時期は各自で判断することができる。

(2) 靴について

【通学靴】

- ア **運動に適したものとする。**

【上履き用シューズ】

- ア 本校指定のシューズとする。

【共通】

- ア 運動靴、上履きシューズともに記名する。
- イ 靴箱の靴はきちんとそろえ、奥につめて置く。



(3) 靴下について

- ア 色は白、紺、黒、グレーとし、**運動に適したものとする。**

(4) カバン、バッグについて

- ア 本校指定の通学カバンを使用する。通学カバンだけで荷物が収まらない場合は、補助バッグを使用してもかまわない。（補助バッグのみでの登校は原則不可）
- イ カバンやバッグに、シール等をつけたり、落書きをしたりしない。ただし、他人のカバンと区別するため、**キーホルダーなどを1つ付けるのは可とする。**
- ウ 登下校の際、カバンは両肩に背負うこと。自転車通学生は、カバンを荷台にしっかりとくくりつけるようにする。

(5) コート等(防寒着)について

- ア コート等の防寒着は、部活で使用しているもの等、華美でないものを着用する。ただし、自転車通学生は安全上の理由から、丈の短いものを着用する。
- イ 手袋、マフラー、ネックウォーマーは可とするが華美なものはさける。(耳あては不可)着脱は昇降口で行う。
- ウ カイロの使用は、ポケットから出したり、カイロの入ったポケットに手を突っ込んだりしたままにしないこと。背中やお腹や足裏に貼るなど工夫する。
- エ タイツを着用する場合は、無地の黒色または肌色で足が透けて見えないものとする。

(6) 体操服について

【夏季用】

- ア 本校指定の半袖体操服・クォーターパンツとする。

【冬季用】

- ア 本校指定のジャージ(上下)を着用し、内着は半袖体操服を着用する。
- イ 袖をまくったり、肩にかけたり、腰に巻いたりするような着方はしない。

【共通】

- ア ラスターネームをきちんと付ける。
- イ 体操服の貸し借りはしない。



▲ラスターネーム

(7) 髪型、まゆ毛について

- ア 整髪料は寝癖を直す程度で使用してもよい。ただし、無香料とし、家を出る前に使用する。
- イ 髪型は、左右や前後の長さのバランスをくずさず、自然な感じのものとする。
- ウ 前髪は目にかからないようにする。
- エ 髪を染めたり、脱色したりしない。不自然なパーマをかけない。
- オ 体育の授業では、髪を結ぶこと。
- カ まゆ毛は整えすぎていない自然な状態とする。過度な加工はしない。まゆ毛、まつ毛はパーマや染色をしない。
- キ 髪飾りなどのアクセサリーを身に付けない。

(8) 式典での服装

- ア 標準服とし、ネクタイまたはリボンを着用する。気温に応じて、(1)で示したものを着用してもよい。
- イ 夏季は、白の半袖カッターシャツまたは本校指定のポロシャツとする。ネクタイまたはリボンについては各自で判断する。
- ウ 髪を留めたり結んだりする場合は、ピンやゴムの色は黒、紺、茶とし、飾りがついていないものとする。
- エ 上記以外についても、各自で判断し式典にふさわしい服装をする。

2 学校生活について

(1) 登校について

- ア 7:50 までに登校し、学習用具を机に入れて、カバンやバッグはロッカーにしまい、7:55 には着席をする。準備が整ったら、読書などをして過ごす。
- イ 8:00 に朝の会を開始する。この時刻までに教室に入室していなければ遅刻となる。
- ※ 欠席連絡は、7:50 までに保護者が行う。その際、ふりカエル習慣に☐入力するか、学校に直接電話をかけること。
- ウ 気温に応じて体操服で登校してもよい。ただし、登校後は制服に着替えること。

(2) 2分前着学について

- ア 授業開始の2分前に席に着いて授業の準備をし、静かに学習を始める。
- ※ 授業担当の先生が来ない場合は、学級評議委員が職員室に連絡をする。

(3) 集会などについて

- ア 体育館への移動は教室の前で並び、学級担任先導で2列に並んで移動する。

(4) 学習用具等の扱いについて

ア 学習用具は、自教室(自分の机・ロッカー)で管理する。

イ 学習(部活動含む)用具以外は不要物とし、学級担任が預かる。保護者に連絡をし、保護者に返却する。

ウ カッター等の刃物や危険な物は学校に持ってこない。(学級担任に預ける)

エ 学校に置くことが認められた教科書や学習用具は、指示された場所に整頓して置く。それ以外のものは必ず持ち帰る。

オ 帰りの会開始には、机の中を空にする。読書の本はよい。

(5) 貴重品(現金、スマホ等・通信機器)の扱いについて

ア 貴重品は、朝の会で学級担任に預ける。スマホは電源を切り、個別の袋に入れておく。帰りの会で生徒に返却する。

※ 学級担任は集金袋を出席簿の棚で管理する。

(6) 給食時間について

ア 給食準備開始5分後までに、教室に入る。(トイレ等はすませておく)

イ 給食終了時刻までの時間の使い方は、各学年の実態に応じる。

(7) 帰りの会前について

ア 6校時終了後、帰りの会までの5分間で、素早く下校の準備に入る。

イ 学習係、教科係は昼休みまでに学習予定を書き終える。

(8) 放課後及び下校時刻について

ア 帰りの会終了後、用のない者はすぐに帰宅する。部活動等ある生徒も完全下校時刻までに学校の敷地から出る。

イ 保護者の迎えは、勤労者体育センターで待つこと。(校門前は生徒の出入りが多い上に敷地も狭く、危険なため。) **待つ際は、道路にはみ出すなど車の通行を妨げないようにする。**

なお、けがなどの特別な事情の場合は、校舎付近でもよい。事前に担任または部活動顧問に相談すること。

ウ 下校時の通塾や通院、学習用具等を購入する場合は、学級担任や部活動顧問に許可を得る。

エ 通学路以外を通って下校しない。※保険が適用されない場合がある。

オ バス通学の生徒で、15分以上の待ち時間がある場合は、放課後学習室で待機する。待機する生徒の把握は日直が行う。日直が帰宅する場合は、職員室にいる他の先生にお願いする。

※ バスの時刻が遅い生徒については、3・4組など確認しやすい場所で待機させてもよい。

3 自転車通学について

(1) 自転車通学を希望する場合、

ア 「自転車通学許可願」を提出し、学校長の許可を得る。

イ 自転車保険等に必ず加入する。

ウ 自転車の点検・整備を定期的に行い、安全に乗車する。



(2) 車体について、以下の基準を守る。

ア 自転車は、通学に適したもの(シティサイクルなど)とし、身体に合ったものを使用する。色は単色で地味な色とする。ロードバイクなどは安全面を考え使用しない。

イ 不要な改造はしない。(ハンドルなど)付属品は必要最小限度にとどめ、派手にならないようにする。

ウ 自転車は必ず記名し、定期的に点検する。※年1回学校で業者による点検を行なう。

(3) 自転車の乗り方について

ア 並進、二人乗り、整備不良、ノーヘル、無灯火等をしない。左側を通行する等、交通マナーを守る。

イ 自歩道がある場合は自歩道を通行する。ない場合は、車道の左側を通行する。

ウ 一時停止の標識のある場所では一時停止し、安全を確認してから横断する。

- エ ヘルメットは、あごひもをしっかりと締めるなど正しく着用する。ヘルメットの色、形は指定しない。
- オ 荷物は、荷台に固定し、肩に掛けない。
- カ ライトはセンターライトが望ましい。両立スタンドとする。
- キ 雨カッパは白色・クリーム色が望ましい。その他の色の場合は、反射テープの付いたものを着用する。天候の急変もあるので常に携帯しておくといよい。
- ク 自転車は駐輪場の各学級で定められた場所に奥からつめて、サイクルスタンドにきちんと立てて駐輪する。その際、鍵はきちんとかけ、自分で管理する。
- ケ 上記の内容が守れなかった場合は、自転車通学の許可を取り消す場合がある。

4 保健室利用について

- (1) 保健室が利用できるのは、原則、体調不良やケガの場合のみである。
- (2) 保健室に行く前に職員室に報告する。(授業者、学担、学年主任、学年部等の先生)
- (3) 養護教諭が不在の場合は、入室したり薬品や器具には触れたりしない。(再度職員室に来る)
- (4) 保健室での休養は、原則1時間程度とする。(回復しない場合は帰宅や通院を考える)
- (5) 本人のみの入室を原則とする。(付き添いはなし。必要な場合は職員室の先生を呼ぶ)
- (6) 保健室で処置をするのは、原則、学校でのケガの場合のみとする。

5 その他

(1) 校舎の使い方について

- ア 授業に関係のない教室には入らない。他学年のフロアーには立ち入らない。
- イ 校長室・事務室前は原則通行しない。職員室に用事のない者は職員室付近に来ない。
- ウ 廊下は走らない、広がらない。原則、右側を通行する。
- エ 音楽室横のテラスに入らない。
- オ ベランダに出ない。清掃時のみは可とする。(2・3階)
- カ 天窓・防火シャッターのスイッチは押さない触らない。防災ラジオは触らない。
- キ エレベータは許可を得た者のみが使用する。
- ク 天窓を開けるための棒をクラスに置いておく。(置き場所は清掃用具入れ)
- ケ 歯磨きは各学級で定められた場所で行う。(トイレの中の洗面台は認めない。)
- コ 内線がなった時、近くに先生がいない場合は受話器を取り、場所と名前を名乗って対応する。

(2) トイレについて

- ア トイレは、原則自分の学年のトイレを使用する。(緊急時は多目的トイレも使用可)
- イ トイレ内のベンチには座らない。(1年生のみ)
- ウ 移動教室の時は、トイレを済ませてから移動する。なお、特別教棟の授業中にトイレに行く場合は、一番近くのトイレを利用してよい。
- エ 1階多目的トイレには緊急の場合以外は利用しない。
- オ 電気や換気扇のセンサーに触らない。

(3) 部活動で昼食をとる場合について

- ア 部活動で昼食をとる場合は以下の場所とする。使用後は清掃をするなどして清潔に保つ。
 - バレー：2年1組、バスケ：1年1組、卓球男子：1年2組、卓球女子、放課後教室
 - テニス男子：3年1組、テニス女子：被服室、軟式野球：3年2組
 - 柔道：2年2組、陸上：木工室、吹奏楽：多目的室2・3、総合文化：美術室
- ※ 状況に応じてその他の部屋を使用してもかまわない。その際は、担当教員へ連絡する。